



木曾川、長良川、揖斐川

河川愛護 モニター 募集中

応募期限

5月22日[金]まで

日常生活の範囲内で知り得た河川に関する情報等を伝えていただく事が主な活動内容です。

人数 2名（多数の場合は選考）

任期 2026年7月1日から1年間

資格 近隣にお住まいで20歳以上

手当 未定（R7年度実績 月額4,580円）



これらの写真は現在の河川愛護モニターさんの報告の一部です。

国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所



河川愛護モニター応募要項

木曽川下流河川事務所では、河川を見守り、河川愛護を普及啓発していただける河川愛護モニターを募集しています。

1. 活動内容

堤防や河川敷において日常生活の範囲内で知り得た情報等を伝えていただくことが主な活動内容です。ゴミ投棄などの不法行為者等に対し、直接注意する等の特別な業務や権限を有するものではありません。

主な活動内容としては、下記事項のとおりです。

- ①近隣の方等から河川管理、利用等に関する要望があった場合の連絡
- ②河川の自然環境の変化や利用上の障害となるような場合の通報
- ③ゴミ等の不法投棄、流水や施設等に異常を発見した場合の通報
- ④その他気づいた事項の連絡
- ⑤年一回程度のモニター研修（現地研修及び意見交換）等への参加
- ⑥河川清掃、河川愛護PR活動等、当方にて主催する行事への参加

2. 活動範囲

木曽川下流河川事務所管内の木曽川、長良川、揖斐川で活動ができる範囲（目安として5km）

※木曽川下流河川事務所管内は [こちら](#)

3. 募集人数

2名（応募者多数の場合選考）

4. 応募資格

上記「2. 活動範囲」の近隣にお住まいの方で、河川に接する機会が多い方及び河川愛護に関心を持ち、上記の「1. 活動内容」を実施できる20歳以上の健康な方。

5. 委嘱方法と任期

国土交通省中部地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間です。（ただし、制度の改正等により任期満了以前に委嘱を終了する場合があります。）

6. モニター手当

未定（令和7年度実績 月額4,580円）

（その他に、「1. 活動内容⑤」にてモニター研修等を実施した場合には、別途手当を支給します。）

なお、日常生活の範囲内での情報提供をお願いするものですので、保険の準備はございません。

7. 選考方法

- ・募集人員以上に応募があった場合には、年齢・地域構成、過去の活動、総合的に判断し選考させていただきます。
- ・募集人員内の応募者の場合においても、上記にて判断した結果、お断りする場合があります。また、希望以外の活動範囲でのモニター活動をお願いすることもあります。
- ・選考は、木曽川下流河川事務所にて実施します。
- ・選考結果は、応募者ご本人宛に通知させていただきます。

8. 応募方法

別紙「河川愛護モニター応募用紙」に記入の上、令和8年5月22日（金）必着で電子メールにてご応募下さい。

応募用紙（PDF）は [こちら](#)

応募用紙（Word）は [こちら](#)

9. 応募先、問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 占用調整課

〒511-0002 三重県桑名市大字福島465

<電話>0594(24)5718

<メールアドレス> cbr-kisokaryu@mlit.go.jp